

9. 修了評価について

修了評価については、学校法人中央育英学園（東京心理音楽療法福祉専門学校）介護職員初任者研修（通学）学則第14条に明記されているが、その他、再履修等の基準を含めた関係条文を下記に抜粋いたしました。

（修了の認定）

第14条 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の終了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- （1）修了評価は、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。
- （2）修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の修得状況の評価については、併せて実技試験も行う。
- （3）認定基準は、次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、C以上の評価の対象者を評価基準を満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準（100点を満点とする）

A＝90点以上、B＝80～89点、C＝70～79点、D＝70点未満

（研修欠席者の扱い）

第15条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。

（補講の取扱い）

第16条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を履修したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、1科目につき5,000円を受講者の負担とする。また、補講の実施は原則として当法人において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合は、項目ごとに受講するものとする。

（受講の取り消し）

第17条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- （1）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- （2）研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

（修了証明書の交付）

第18条 第14条により修了を認定された者には、当法人において東京都介護職員初任者研修事業実施要綱9に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。